

2019年度国の政策に対する中小企業家の重点要望・提言

2018年6月 中小企業家同友会全国協議会

はじめに—中小企業家同友会の基本姿勢・行動指針

私たちは、以下5つの基本姿勢のもと責任ある要望と政策提言を行います。①企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組みます。②経営指針の確立と全社実践に努力し、地域の期待に応えられる、社員の士気の高い企業をめざし、金融機関等との連携を強化します。③納税者としての社会的責任を果たすとともに公共投資の抜本的転換を求めます。④環境経営・エネルギーシフトによる仕事づくりや地域づくりに挑戦します。⑤人材育成と次世代を担う若者が働くことに誇りを持てる職場と社会の環境づくりに努めます。

1. 中小企業憲章を国会決議とし、憲章の理念と内容を実現し制度化を

(1) 政府が閣議決定した中小企業憲章を国民全体の認識とし、その内容を実現するために、次のことを要望する。①中小企業憲章を国民の総意とするため、国会決議をめざす。②中小企業を軸とした経済政策の戦略立案などを進めるため、首相直属の省庁横断的機能を発揮する会議体を設置する。③中小企業担当大臣を設置する。④中小企業庁の中小企業省への昇格。⑤6月に「中小企業の日」や「中小企業月間」を設ける。

2. 中小企業・小規模企業の継続・発展のための税制を

- (1) 消費税率の10%への引き上げを実施すれば消費の停滞を招き不況のさらなる長期化を招くことから引き上げは凍結する。また「軽減税率」導入や適格請求書等保存方式（インボイス）導入による事務負担は中小・小規模企業に傾斜的に負担となるため採用を白紙もしくは凍結すべきである。
- (2) 事業承継制度について、中小企業庁のアンケートによると、「事業承継者がいる」または「後継候補あり」と答えた69%の企業のうち33.4%が親族以外の後継者を想定している。親族以外の第三者の後継者の場合で株式贈与もしくは相続というのはあまりケースとしては考えにくい。もう一段の措置や再検討を強く要望する。また、すでに認定されている企業にも適用されるようにすること。
- (3) 所得税課税では、生活保護基準より低い課税最低限は問題であるため、基礎控除を、2倍以上に引き上げることを基本に人的控除の見直しを図るべきである。
- (4) 経済の根底を支える中小企業の現状をその答申等に反映させるためにも、政府税制調査会の構成メンバーに中小企業の代表を増員することを強く要望する。
- (5) 大企業の実際の税負担率を調査し公表を求める。資本金100億円以上が14.41%、資本金10億円以上100億円以下が27.34%である一方で、資本金1億円以下が34.97%、資本金5000万円以下34.24%、資本金1,000万円以下が30.04%（それぞれ2013年3月期）といわれる。速やかにこの歪みを是正するため、恒久的な措置として所得1,500万円までを11%（資本金1億円未満）の中小法人税率の導入を提案する。
- (6) 外形標準課税の中小法人への適用拡大はひきつづき反対する。

3. エネルギーシフトで持続可能な社会を創造する

- (1) COP21において採択されたパリ協定は「低炭素」ではなく「脱炭素」を要求している。エネルギーシフトを推進する地域・企業を支援する。また原子力発電所については安全性や放射性廃棄物処理等において未解決の問題が大きいことを考慮して、原子力発電に頼らない方向をめざす。
- (2) 特に環境・エネルギー分野についての持続可能な開発目標（SDGs）の周知を図るとともに、SDGsに基づいて行っている中小企業や自治体等の支援を行う。
- (3) CO2削減においてCO2排出量の計算が不可欠であるが、自治体のCO2排出量の計算が大変困難であり、

全市町村のCO2排出量やエネルギーバランス表を公表する。

(4) 世界ではEVシフトとよばれる電気自動車への転換や排ガスゼロ車の規制が図られている。中小企業の製造業など技術革新への対応を支援する施策を実施すること。

4. 安心して働ける社会保障・労働環境の整備を

- (1) 厳しさを増す経営環境の中での社会保険料の従業員と事業主の負担の増大は中小企業経営を直撃する。協会けんぽの財政は悪化し、保険料率は10%（全国平均）で推移している。また、大企業の健保組合や公務員の共済組合との保険料率の差の縮小が求められる。協会けんぽへの国庫補助率は、健康保険法の本則上限の20%へ引き上げ、中小企業の負担軽減を図ること。
- (2) 新規雇用や給与引き上げなど実施した場合における社会保険料負担への助成制度創設を求める。税と社会保障の一体改革の中で、社会保険の事業所負担などの一部免除等も検討すべきである。
- (3) 中小企業の労働時間短縮については、自企業の企業努力だけではなく関連企業・業界の協力、取引慣行等の転換が要件となることから次の実施が必要と考える。①省力化投資等に積極的な支援策を講じる、②取引慣行を見直して業種ごとに労働時間短縮を促進する施策を行う、③発注方式等取引改善指導事業、下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法の運用強化等、労働時間短縮のために下請取引適正化施策の一層の強化を図る。

5. 中小企業憲章に基づく教育環境の重視、人材確保支援、就職活動のルールについて

- (1) 中小企業憲章に基づき、学校教育等では中小企業の最新の実態に基づいた正確な姿を教えること。中小企業での職場体験・インターンシップを小学校・中学校・高等学校・大学の授業の一環に組み込むこと。中学校以上の教育に、技術・技能教育を積極的に取り入れる。
- (2) 専門人材不足が深刻化している。職業訓練プログラムと失業給付制度を充実させることで職とスキルのミスマッチの減少を達成したデンマークに学び、日本でも若者に対する職業訓練と失業給付制度等のセーフティネットを抜本的に充実するなど、若者の就労支援を強化すること。中小企業の労働市場への人材供給を促進し、ものづくり産業基盤の維持を図る。
- (3) 一部経済団体が就職活動ルールを主導する現在のあり方に問題がある。政府・企業・学生・大学の幅広い代表が参加できる協議の場をつくり、規範意識を醸成し、ルールの実効化を図ること。中小企業の実態と声がルールづくりに反映されることを重視して取り組むこと。
- (4) これまで学校卒業した学生の奨学金の金利負担を含めその返済が厳しい状況になっている。学生の奨学金返済について、自治体への支援や有利子部分を負担するなど特段の便宜を図る措置をとる。大学の授業料引き下げと欧米水準の給付型奨学金制度の整備を図る。

6. 中小企業が地域で仕事をつくりだすための支援の抜本的強化

- (1) 中小企業の仕事づくりを自治体が推進できるよう支援策を実施する。販路開拓で困難をかかえる中小企業を支援しりバックアップ型トライアル発注制度の効果を増幅する施策を実施する。
- (2) 海外展開・進出に取り組む中小企業を支援する。また撤退についても適切な支援をする。
- (3) 第4次産業革命など技術革新としてAIやIoT、ICTなど利活用をすすめるようとしている。このような技術革新への対応や対策における中小企業への支援を図ること。

7 「金融仲介機能のベンチマーク」継続性の担保に向けて

「金融仲介機能のベンチマーク」の継続性を担保する意味でも、金融アセスメント制度、「地域と中小企業の金融環境を活性化させる法律案」（仮称）を法制化すること。また、人的担保（個人保証）に依存しない金融制度の方向性を明確に打ち出し、まずは『経営者保証に関するガイドライン』の周知徹底を図る。

以上